

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 206 四半期決算における会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方について

企業会計基準委員会（以下、ASBJ）は、会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方について、2020年4月10日に議事概要を公表し、「どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要があると考えられ、重要性がある場合には追加情報の開示が求められる」という考え方を示しました。

また、2020年5月11日に議事概要を追加し、上記の「重要性がある場合」については、当年度に会計上の見積りを行った結果、当年度の財務諸表の金額に対する影響の重要性が乏しい場合であっても、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある場合には、新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に関する追加情報の開示を行うことが財務諸表の利用者に有用な情報を与えることになると思われ、開示を行うことが強く望まれるという考え方を示しました。

3月決算会社の有価証券報告書作成のご担当者の方は、当該追加情報の記載について、苦慮されたのではないのでしょうか。

今般ASBJから、上記の四半期決算における考え方として、「会計上の見積りを行う上での新型コロナウイルス感染症の影響の考え方」が公表されました（第436回企業会計基準委員会（2020年6月26日開催）議事概要）。以下、当該議事概要の内容です。

(1) 前年度の財務諸表において、どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて追加情報の開示を行っている場合で、四半期決算において新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に重要な変更を行ったときは、他の注記に含めて記載している場合を除き、四半期財務諸表に係る追加情報として、当該変更の内容を記載する必要があるものと考えられる。

(2) 前年度の財務諸表において仮定を開示していないが、四半期決算において重要性が増し新たに仮定を開示すべき状況になったときは、他の注記に含めて記載している場合を除き、四半期財務諸表に係る追加情報として、当該仮定を記載する必要があるものと考えられる。

(3) 前年度の財務諸表において、どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて追加情報の開示を行っている場合で、四半期決算において新型コロナウイルス感染症の今後の広がり方や収束時期等を含む仮定に重要な変更を行っていないときも、重要な変更を行っていないことが財務諸表の利用者にとって有用な情報となると判断される場合は、四半期財務諸表に係る追加情報として、重要な変更を行っていない旨を記載することが望ましい。